

秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託

公募型プロポーザル方式による契約予定者選定実施要領

この要領は、「秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託」に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は、以下の事項を承知の上、提案書を提出するものとする。

1 業務の目的

国指定名勝で日本三大瀑の一つである秋保大滝は、県立自然公園二口峡谷にある市内有数の観光地であり、近隣にある秋保温泉は年間約 90 万人が宿泊する仙台を代表する温泉地である。一方で、秋保大滝に隣接する秋保大滝植物園はイベントの実施を継続しているものの、利用者が減少傾向にあり、周辺の大滝れすとはうすや駐車場等も含めた民間活力導入による持続可能な事業運営の可能性について検討を行ってきた。

本委託業務は、令和 5 年度に実施した調査の結果を踏まえ、秋保大滝植物園や大滝れすとはうす等、秋保大滝周辺エリア（以下、「本エリア」という。）で実証事業を行い、更なる賑わい創出に向けた手法等の検討を行うものである。

2 業務の背景

令和 5 年度に実施した調査では、秋保大滝周辺エリアの賑わい創出に向けては、秋保大滝植物園や大滝れすとはうすといった各施設が単体で事業展開するよりも、駐車場等も含めたエリアの観光施設を連携して活用し、飲食サービスや体験コンテンツの拡充、施設設備の機能向上を図る方が、エリア全体の自由度や魅力度が高まり、来訪者の観光消費行動の増加に繋がるとの結果が示された。

3 業務内容に関する事項

(1) 委託業務名

秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業業務委託

(2) 業務内容の概要（詳細は仕様書を参照）

業務計画の立案、業務計画書のとりまとめ、実証事業の実施、報告書のとりまとめ

(3) 委託契約上限額

金 3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記には、本業務に係る一切の費用が含まれるものとする。

(4) 業務履行期限

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）

4 提案の手続き等に関する事項

(1) 応募資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

① 観光関連事業企画実績があること。

② 上記①を基に事業が実現した実績があること。

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- ⑤ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 本事業を行う者は、仙台市内に本店、支店又は事業所を有すること。
- ⑦ 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑧ 仙台市入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 業務の実施にあたって、仙台市の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2) 現場説明会の実施

現場説明会を下記の日程で実施する。

- ① 日 時：令和6年9月2日（月）午後2時から4時まで
- ② 実施場所：仙台市役所本庁舎4階局第1会議室
- ③ 申込方法：令和6年8月29日（木）16時までに、メールにより現場説明会への参加の意思を連絡すること。
- ④ そ の 他：現場説明会への参加人数は、各団体3名以内とする。
現場説明会への参加は任意とする。

(3) 応募にあたっての質問及び回答

- ① 質問方法：質問項目等を質問票（様式第1号）に記載して、令和6年9月5日（木）16時までに電子メール（kei008020@city.sendai.jp）で提出すること。
- ② 回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和6年9月9日（月）17時までに、市ホームページに掲載する。

(4) 意思表明書の提出

プロポーザルへの参加の表明は、令和6年9月13日（金）17時までに、持参または郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が確実に残る方法）により、意思表明書（様式2号）の提出をもって行う。

(5) 提案書の提出等

- ① 提出期限：令和6年9月19日（木）17時まで
- ② 提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市文化観光局観光交流部観光課に提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように提出すること。
- ③ 提出書類：

ア 提案書（様式第3号）	正本1部、副本8部
イ 事業費見積書（任意様式）	正本1部、副本8部
ウ 共同提案体の構成員一覧（様式第4号）※	1部
※グループによる共同提案の場合に提出すること。	
エ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）	1部
- ④ 留意事項：
 - ・ 正本1部にのみ事業者名を記載し、副本8部には提案者が特定できる名称・ロゴマーク等を使用しないこと。
 - ・ 提出期限までに上記③の提出書類が到達しなかった場合は、失格とする。
 - ・ 提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
 - ・ 提案書（様式第3号）はA4版で作成し枚数は両面印刷とする。
（A3版を折込みA4版とすることも可とする。）
 - ・ 事業費見積書はA4版で作成し、業務内容項目の内訳を記載すること。
 - ・ 提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
 - ・ 虚偽の記載をした提案及び上記2（3）に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

- ① 秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、公正な審査を行うものとする。
- ② 上記４（１）に示す応募資格について、提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。
- ③ 審査基準については、提案審査基準（最終頁）によるものとし、【審査項目１】については、あらかじめ秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託業者選定委員会事務局（以下「事務局」という）が採点する。
- ④ 【審査項目２】、【審査項目３】については、選定委員会にて審査する。
- ⑤ 【審査項目１～３】の採点を合計した結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目３】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

（２）提案審査

- ①提案者については、下記によりプレゼンテーションを実施するものとする。

ア 実施日時及び場所

日時：令和６年９月２６日（木）１４時から

開始時刻や会場等の詳細は、提案書を提出した事業者に対して別途通知する。

イ 方法等

- ・提案者ごとに提案内容説明（１５分以内）
- ・質疑応答（１５分程度）
- ・提案者側の出席は、３名以内とする。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や資料は認めない。ただし、説明のためサンプル材等を持ち込むことは可能とする。
- ・機材等を使用する場合は、実施日の２日前までに申出を行い、許可を得ること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。（他の提案者のプレゼンテーションを見ることは不可とする。）

- ②審査基準については、提案審査基準（別紙１）によるものとし、提案書の内容及び上記（２）①に示すプレゼンテーションを選定委員会にて審査し、総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目３】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

- ③審査結果については、全提案者（グループの場合は代表者）に対して電子メールで通知する。

選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由を書面により通知する。

（３）選定されなかった場合の理由説明

提案書が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。

仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して１０日以内に、書面により回答する。

（４）契約の方法

- ①優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- ②契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、仙台市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ③別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- ④本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとするが、提案書又は事業費見積書と現場の数量等が相違しても精算は行わないものとする。

（５）スケジュール（予定）

令和 6 年	8 月 2 2 日 (木)	提案募集開始
	<u>9 月 2 日 (月)</u>	<u>現場説明会開催</u>
	<u>9 月 5 日 (木)</u>	<u>質問提出期限</u>
	9 月 9 日 (月)	質問回答期限
	<u>9 月 1 3 日 (金)</u>	<u>意思表明書提出期限</u>
	<u>9 月 1 9 日 (木)</u>	<u>提案書提出期限</u>
	9 月 2 6 日 (木)	審査委員会開催(提案書審査、提案書プレゼンテーション、審議)
	9 月 2 7 日 (金)	提案審査結果通知(優先交渉権者決定予定) 業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
	9 月下旬	契約締結、業務開始
令和 7 年	2 月 2 8 日 (金)	業務完了

6 その他

- (1) 提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。
- (3) 本事業に係る提案は、下記報告書等を十分に踏まえた上で行うこととする。
 - ① 令和 5 年度「秋保大滝周辺エリア観光施設等 FS 調査業務」報告書応募資格を満たした応募者に対しては、下記連絡先への申請により、上記報告書をデータにて提供するものとする。

7 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市文化観光局観光交流部観光課（市役所本庁舎 4 階）
担当：岡
電話：022-214-8259
FAX：022-214-8316
電子メール：kei008020@city.sendai.jp

提 案 審 査 基 準

審査項目1	評価項目		評価基準			配点
			A	B	C	
	業務実績	観光関連事業企画実施実績（件数）	実績が十分にある（3件以上）	実績がある（1件以上）	実績がない	10点
			10点	5点	0点	10点

審査項目2	評価項目		評価基準			配点
			A	B	C	
	業務体制	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い	業務の目的、条件、内容の理解度が標準的である	左に該当しない	5点
			5点	3点	1点	
		業務工程・実施体制	業務の工程計画、実施体制が優れている	業務の工程計画、実施体制が標準的である	左に該当しない	5点
			5点	3点	1点	
		事業費の妥当性・経済性	提案内容と見積書の整合がとれており、合理的かつ経済的に優れている	提案内容と見積書の整合がとれており、合理的かつ経済的に標準的である	左に該当しない	5点
			5点	3点	1点	
						15点

審査項目3	評価項目		評価基準			配点
			A	B	C	
	(1) 全体的な説明		本仕様書で示した内容との整合が取れており、論理的で 優れた 提案がなされている	本仕様書で示した内容との整合が取れており、論理的な提案がなされている	左に該当しない	5点
			5点	3点	1点	
	(2) 実証事業	① 課題把握	・令和5年度に実施した秋保大滝周辺エリア観光施設等FS調査の結果を理解し、周辺地域の特質や実証事業実施における課題（法的規制を含む）を 十分に 把握できている。	・令和5年度に実施した秋保大滝周辺エリア観光施設等FS調査の結果を理解し、周辺地域の特質や実証事業実施における課題（法的規制を含む）を把握できている。	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
		② 実現性が高い提案	・実現性が 非常に 高く、実証事業実施により、更なる賑わい創出に向けた 優れた 効果検証が可能な案を策定できている。	・実現性が高く、実証事業実施により、更なる賑わい創出に向けた効果検証が可能な案を策定できている。	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
		③ 周辺地域との周遊促進	・秋保温泉や二口地域等の秋保周辺地域との周遊促進が 十分に 図られた案を策定できている。	秋保温泉や二口地域等の秋保周辺地域との周遊促進が図られた案を策定できている。	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
		④ プラス提案	・本業務の主旨に照らして 有効な プラスアルファの提案がなされている。	・プラスアルファの提案がなされている。	左に該当しない	10点
			10点	6点	0点	
	(3) 全体評価		提案内容が優れており、本業務の結果、 有効な 事業判断を行うことが可能な成果物の提出が期待できる内容である。	提案内容が優れており、本業務の結果事業判断を行うことが可能な成果物が提出される内容である。	左に該当しない	15点
			15点	9点	3点	
						75点

※合計評価点が同点の場合は、提案審査【審査項目3】「全体評価」の評価点が高いものを上位とする。

/100点